

高額療養費制度が見直されます

令和8年8月診療分から、自己負担限度額が変わる予定です

高額療養費制度は、1か月に支払った医療費の自己負担が一定額を超えたとき、その超えた分が払い戻される制度です。
今回の見直しでは、月ごとの自己負担限度額の見直しに加え、新たに「年間上限」が設けられる予定です。また、長く治療を続ける方への配慮として、「多数回該当」の仕組みは維持されます。

主な見直しについて

- 1 新たに年間上限を導入
- 2 多数回該当は据え置き
- 3 低所得の方への配慮

いつから変わるのですか

令和8年8月診療分から：月額自己負担限度額の見直しと、年間上限の導入が予定されています
令和9年8月診療分から：所得区分の細分化が予定されています

見直し前【1か月の自己負担限度額】（令和8年7月診療分まで）

負担割合	所得区分		外来＋入院 (世帯ごと)	
			外来(個人ごと)	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円＋(10割分の医療費－842,000円)×1% 〈多数回140,100円〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円＋(10割分の医療費－558,000円)×1% 〈多数回93,000円〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円＋(10割分の医療費－267,000円)×1% 〈多数回44,400円〉	
2割	一般Ⅱ		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 〈多数回44,400円〉
1割	一般Ⅰ		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 〈多数回44,400円〉
	住民税 非課税等	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

見直し後【1か月の自己負担限度額】（令和8年8月から令和9年7月診療分まで）

負担割合	所得区分		外来＋入院	
			外来(個人ごと)	(世帯ごと)
3 割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		270,300円＋（10割分の医療費－901,000円）×1% 〈多数回140,100円〉 (年間上限1,680,000円)	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		179,100円＋（10割分の医療費－597,000円）×1% 〈多数回93,000円〉 (年間上限1,110,000円)	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		85,800円＋（10割分の医療費－286,000円）×1% 〈多数回44,400円〉 (年間上限530,000円)	
2 割	一 般Ⅱ		22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円 〈多数回44,400円〉 (年間上限530,000円)
1 割	一 般Ⅰ			
	住民税 非課税等	区分Ⅱ	11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円 〈多数回24,600円〉 (年間上限290,000円)
		区分Ⅰ	8,000円	15,700円 (年間上限180,000円)



原則として、特別なお手続きは不要です

高額療養費の計算は、新しい上限額に基づいて行われます。原則として制度見直しに伴う特別なお手続きは不要です。

なお、初めて高額療養費の支給対象となる方には、これまでどおり、診療月の数か月後に申請書をお送りします。

医療機関の窓口で自己負担限度額の適用を受けるには

①

マイナ保険証を利用する

医療機関等で情報提供に同意すると、限度額情報が確認されます。

②

限度額区分を記載した資格確認書を提示する

必要な方は、お住まいの市区町村窓口でお手続きください。

マイナ保険証をご利用の場合は、医療機関等で情報提供に同意すると、限度額情報が確認されます。資格確認書に限度額区分の記載が必要な方は、お住まいの市区町村窓口でお手続きください。

よくあるご質問（Q&A）

Q

マイナ保険証を使っていますが、何か手続きは必要ですか。

A

原則として、お手続きは不要です。医療機関等でご本人が同意すると、限度額情報が確認され、窓口で自己負担限度額が適用されます。

Q

マイナ保険証を持っていません。どうすればよいですか。

A

資格確認書をご利用ください。限度額区分の記載が必要な場合は、市区町村窓口にご相談ください。

Q

高額療養費の申請は毎回必要ですか。

A

初回のみ申請が必要です。一度申請すると、次回以降は申請不要で振込となる取扱いがあります。

お問い合わせ先

【お問い合わせ窓口】

・ 今回の制度見直しの背景に関するご質問等について

厚生労働省コールセンター

電話番号: 0120-617-111（月曜日から土曜日 9時から18時まで）日曜日、祝日・年末年始は休業

・ その他の高額療養費に関するご質問

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

電話番号: 0570-086-519（月曜日から金曜日 8時30分から17時まで）日曜日、祝日・年末年始は休業